

マネロン・テロ資金供与対策のための  
**取引時確認及び情報提供**  
 へのご理解・ご協力をお願い

「犯罪収益移転防止法」（以下、「犯収法」といいます。）に基づき、金融機関はマネー・ローンダリング、テロ資金供与の防止などを目的に、お客様の本人確認を含む取引時確認が義務付けられております。そうした中で、お客さまがお取引を行う際に、従来よりも厳格な本人確認、お取引目的のご確認、資産及び収入の状況等につきまして、資料の提出やご質問をさせていただく場合がございます。お取引につきましてはスムーズなお手続きを心掛けておりますが、ご理解とご協力をお願い致します。なお、犯収法5条にて、お取引を行うに際し取引時確認や情報提供に依拠いただけない場合は、依拠いただけるまで取引に係る義務の履行を拒むことができるとされております。

**取引時確認が必要な取引**

- ◇主な対象取引は以下のとおりです。
  - ・口座開設・貸金庫・保険などのご契約
  - ・200万円を超える現金取引
  - ・10万円を超える現金でのお振込み（10万円を超える現金での持参人払式小切手での受取りや国外送金を含みます。）
  - ・融資取引
  - ・ハイリスク取引（法令に基づく当金庫規程によります。）
- ◇以下の場合も取引時確認の対象となります。
  - ・多額の現金や小切手による取引
  - ・短期間で頻繁に行われる取引
  - ・明確な取引理由が見受けられない取引
  - ・収入や資産等に見合わない高額な取引
  - ・送金時における不明瞭な点が見受けられる取引
- ◇その他、犯収法及び各種法令に基づき確認させていただく場合もあります。

**本人特定事項の主な確認書類**

◇有効期限（期間）のないものは発行後6カ月以内。

通常 の 取 引	個人	顔写真のある官公庁発行書類（1種類） 運転免許証、運転経歴証明書（H24.4.1以降交付のもの）、旅券、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書、各種福祉手帳など
		顔写真のない官公庁発行書類＋追加措置（※） 各種健康保険証、介護保険被保険者証、国民年金手帳、戸籍謄本・抄本、住民票など ※以下いずれかの措置 ・他の本人確認書類の提示 ・現住所記載のある納税証明書等の提示 ・自宅に取引関係文書を転送不要郵便で送付
	法人	法人取引担当者の上記書類、登記事項証明書、印鑑登録証明書、定款など
ハイ リ ス ク 取 引		通常取引時に提示された本人特定事項を確認する公的書類とは別の公的書類

個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人特定事項（氏名、住所、生年月日）を公的書類で確認します。</li> <li>●取引を行う目的及びお客様のご職業の申告をお願いします。</li> <li>●口座開設目的と異なる利用をされていると認められる場合は、口座利用状況の確認のための連絡をさせていただくことがあり、連絡がとれない場合は口座利用ができなくなる設定を行う場合がありますので、住所や電話番号が変わる場合はお届け（お申出）ください。</li> <li>●外国人の方は、帰国時に口座解約の手続きをお願いします。</li> </ul> ※代理人の場合は、代理人の「本人特定事項」及び「代理人であること」を確認します。
法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人特定事項（名称、本店または主たる事務所の所在地）を公的書類で確認します。</li> <li>●取引を行う目的の申告をお願いします。</li> <li>●事業の内容を登記事項証明書や定款で確認します。</li> <li>●法人の実質的支配者の申告をお願いします。定款でも確認します。</li> <li>●実際に取引の任に当たる方の本人特定事項（氏名、住所、生年月日）を公的書類で確認します。</li> </ul> ※法人等を代理していることを、委任状や登記事項証明書で確認します（社員証等は不可）。
国・地方公共団体	●実際に取引の任に当たる方の本人特定事項（氏名、住所、生年月日）を公的書類で確認します。
人格のない社団・財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実際に取引の任に当たる方の本人特定事項（氏名、住所、生年月日）を公的書類で確認します。</li> <li>●取引を行う目的及び事業の内容の申告をお願いします。</li> </ul>
ハイリスク取引	200万円を超える取引の場合は、「資産及び収入の状況」を右の書類で確認します。 個人：源泉徴収票、確定申告書、預貯金通帳等 法人：貸借対照表、損益計算書等

